

## 岩手県営建設工事請負契約書付記

### 第1 下請発注について

受注者は、工事の施工に当たり、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を岩手県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

### 第2 建設資材発注について

受注者は、工事の施工に当たり、建設資材に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は岩手県内に主たる営業所（会社の場合は、会社法（平成17年法律第86号）第7編第4章第2節の規定により登記した本店をいう。）を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する建設資材は岩手県産（岩手県内で生産、加工又は製造された建設資材をいう。）とするよう努めなければならない。

### 第3 雇用について

受注者は、工事の施工に当たり、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による被災者を雇用するよう努めなければならない。